

伊賀市告示第224号

伊賀市保育所（園）あり方検討部会設置要綱を次のように定める。

平成30年11月26日

伊賀市長 岡本 栄

伊賀市保育所（園）あり方検討部会設置要綱

（設置）

第1条 少子化や施設の老朽化が進む一方、子ども・子育て新制度が始まり、保育環境が大きく変化する状況において、子どもを安心して育てることができる小学校就学前の教育及び保育の充実を図るため、今後の保育所（園）運営のあり方について、市民からの幅広い意見を集約し提言を行うため、伊賀市子ども・子育て会議条例（平成19年伊賀市条例第60号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、伊賀市子ども・子育て会議の専門部会として、伊賀市保育所（園）あり方検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 保育所（園）の運営に関すること。
- (2) 保育所（園）の統合及び民営化に関すること。
- (3) 保育所（園）の施設整備に関すること。
- (4) 小学校就学前教育及び保育のニーズ調査に関すること。
- (5) その他保育所（園）の運営に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 部会は、部会員15人以内で構成する。

2 部会員は、次に掲げる者のうちから条例第5条に規定する委員長（以下「委員長」という。）が選任し、市長が委嘱する。

- (1) 伊賀市子ども・子育て会議から選出された者
- (2) 関係団体から選出された者

- (3) 学識経験者及び識見を有する者
- (4) その他委員長が必要と認める者

(任期)

第4条 部会員の任期は、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。

- 2 補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 会議は、部会員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は、部会長が務める。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を部会に出席させ、又は意見を聴くことができるものとする。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、健康福祉部保育幼稚園課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年11月26日から施行する。

伊賀市保育所(園)あり方検討部会のスケジュール (案)

1 部会のスケジュール予定

区分	予定期日	主な協議内容 (要綱第2条に基づく協議事項)
第1回	平成31年2月	<ul style="list-style-type: none"> ○委嘱状交付式 ○委員会の運営及び日程について ○保育所等の設置状況について ○保育所等の利用状況について ○特別保育等の実施状況について ○「伊賀市子ども・子育て支援に関する調査」の速報結果について
第2回	平成31年5月	<ul style="list-style-type: none"> ○「伊賀市子ども・子育て支援に関する調査」の詳細分析について ○保育所等の現状について ○保育サービスの課題について
第3回	平成31年7月	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所(園)の施設整備について ○保育所(園)の統合再編について ○公立保育所(園)の民営化について
第4回	平成31年9月	<ul style="list-style-type: none"> ○意見・提言の集約(報告書作成)等
第5回	平成31年11月	<ul style="list-style-type: none"> ○意見・提言の集約(報告書作成)等
第6回	平成32年2月	<ul style="list-style-type: none"> ○意見・提言の集約(報告書作成)等